

令和4年9月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和4年10月5日

場 所 第5委員会室

令和4年10月5日(水曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第29号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山	浩文
商工観光労働部次長	米良	勝也
商工政策課長	高橋	智彦
経営金融支援室長	島田	浩二

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
議事課主任主事	山本	聡

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおりでよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

常任委員会資料の表紙を御覧ください。

本日は、資料の目次にありますとおり、Ⅰ、議案としまして、一般会計補正予算(第4号)について説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第29号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」でございます。

今回の補正予算は、コロナ禍におきまして、長期化する原油価格や物価の高騰によって大きな影響を受け、負担が増加をしております事業者の資金繰りを支援するための予算を計上したところでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額538億24万9,000円に、補正額168億3,237万5,000円を増額し、補正後の額が706億3,262万4,000円となります。

また、債務負担行為の限度額の変更としまして、令和4年度中小企業融資制度損失補償の額を変更前の1億円から4億5,000万円に増額をお願いするものでございます。

なお、2ページには、課ごと、会計ごとの金額を掲載しております。

事業内容につきましては、担当課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋商工政策課長 議案第29号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正(追加)歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ13ページでを開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計168億3,237万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にございますとおり626億4,227万2,000円となります。

15ページを開きください。

補正の内容でございますが、(事項)中小企業金融対策費につきまして、説明欄の1、中小企業融資制度貸付金と2、中小企業金融円滑化補助金の増額補正をお願いするものであります。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページを開きください。

中小企業金融対策費であります。

1の事業の目的・背景でございますが、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業に対しまして、新たな資金繰り支援を行い、事業の継続や経営の安定化を図るものであります。

2の事業の概要でございますが、補正額は168億3,237万5,000円、財源は地方創生臨時交付金と中小企業融資制度貸付金元利収入であります。

(5)の事業内容といたしましては、宮崎県中小企業融資制度に、新たに、みやざき再生支

援特別貸付を創設しようとするものであります。

まず、①の中小企業融資制度貸付金は、融資に必要な原資の一部を金融機関に預託するものであり、168億円を見込んでございます。

②の中小企業金融円滑化補助金は、信用保証協会に対し、信用保証料の軽減相当額を補助するもので、令和4年度分として3,237万5,000円を見込んでおり、令和5年度以降の後年度負担分につきましては、別途基金への積立てを予定してございます。

③の信用保証協会損失補償金は、代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分につきまして、一定割合を補償するものでございますが、新制度による融資の増加に伴い必要額の増加が見込まれることから、債務負担行為の限度額を1億円から4億5,000万円に引き上げる変更をお願いするものであります。

次に、下の、みやざき再生支援特別貸付の概要を御覧ください。

今回の特別貸付では、再生支援枠と経営改善計画策定枠の2つの枠を設けてございます。

まず、再生支援枠は、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、売上高や利益が減少している中小企業者を対象としてございます。

また、経営改善計画策定枠につきましては、中小企業活性化協議会の支援を受けて、経営改善計画の策定に取り組む者を対象としており、計画策定までに半年程度を要することから、その期間のつなぎ融資を行うものであります。

融資限度額返済期間、融資利率、保証率、取扱い期間につきましては、イからカのとおりでございますが、今回の特別貸付では、キの事業者支援にございますとおり、融資と併せまして定期的なモニタリングを実施することにより、

事業者が抱える課題を早期に把握し、中小企業支援ネットワーク構成機関によるプッシュ型の支援につなげていくことで、経営の安定化を図ることとしてございます。

3の事業の効果といたしましては、長期・固定・低利の融資と併せまして、中小企業支援ネットワーク構成機関が連携した支援を行うことにより、県内中小企業の金融負担の軽減や事業継続、業績回復に向けた取組が促進できるものと考えております。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○来住委員 融資利率が0.8%から1.5%と、倍ぐらいになるんですけども、融資を受ける事業者によって利率が違うのですか。

○島田経営金融支援室長 お尋ねの利息ですけれども、これは借入期間によって違っておりました、短い1年以内だと低い金利になります。10年まで借りられることになっておりますが、10年の期間で借りると一番金利が高いことになります。

一般的なものとセーフティネットの適用があつて利息が少し低減されるものとございまして、セーフティネットの適用があるほうですと、0.8%から1.3%、一般のほうですと0.2%ずつ上がって1.0%から1.5%の範囲内の利息ということになります。

○来住委員 もう一つ教えてください。財源の168億円の中小企業融資制度貸付金元金の収入は、今預けてあるお金が返ってくるような感じだったと思うのですが、ここを分かりやすく教えてください。

○島田経営金融支援室長 中小企業融資制度貸付金元利収入168億円ですが、これは県の融資制度全体でそうしているんですけども、必要な

原資の額を金融機関に貸し付けまして、貸し付けた額を全額当年度の3月31日に返済してもらおうという形になってございます。

貸し付けた額と返していただく額——収入が同額になりますので、貸付金の額と収入の額をそれぞれ同額で歳入歳出に計上させていただいているということになります。

○来住委員 ありがとうございます。

○山下委員 対象者が、売上げまたは利益が減少している中小企業となっておりますけれども、これは前年度と今年度の決算書かなんかで確定するのですか。

○島田経営金融支援室長 おっしゃられるとおり、決算書などの売上げもしくは利益が確認できる資料を御提出いただきまして、*1年前と比べて減っているかどうかを確認させていただいた上で融資を行うことを考えております。

○山下委員 この窓口はどこになるのですか。

○島田経営金融支援室長 金融機関で受け付けることになってございます。

○山下委員 それは、例えば、県内にある銀行ということですか。

○島田経営金融支援室長 県内に取扱い金融機関が15行ございまして、そちらの金融機関のそれぞれ支店も含めて、お申込みいただけることになります。

○山下委員 中小企業者は非常に助かると思うんですけども、融資の申込みをするにはいろいろと審査がありますよね。その条件的なものは、ここに書いているように、売上げが減少していれば、要するにこれは、経営の悪いところに貸しますということなので、問題ないのかなと思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○島田経営金融支援室長 まず、すみません、

※4ページに訂正発言あり

一点訂正させていただきたいと思えます。

先ほど「1年前と比較して」と申し上げましたけれども、「1年前から3年前の間の売上げと比較して」減少しているところという取扱いになってございます。

審査等についてですが、これは制度を利用する要件でございまして、実際に貸付けを行うか、行わないかという判断は、金融機関や信用保証協会それぞれ行う部分がございます。ですから、申込みされた全ての方が返済融資を利用できるということではありませんが、保証協会等でもできるだけ困った方に融資ができるよう、事業者に寄り添った審査をしていると伺っております。

○坂口委員 これは貸付けに必要な原資の一部ということで、協調融資ということになるわけですね。総額でどれぐらいの額になりますか。

○島田経営金融支援室長 御指摘のとおり、協調融資でございまして、原資168億円に対しまして、協調倍率を2.5倍としております。2.5倍を掛けた420億円を融資の原資として融資を実行するというところで考えております。

○重松委員 事業者支援も大変重要だと思います。中小企業支援ネットワークの中身を教えてくださいいただきたいと思えます。

○島田経営金融支援室長 中小企業支援ネットワークにつきましては、県及び県の信用保証協会が事務局となりまして、金融機関を含めて県内30ほどの支援機関が連携して、厳しい状況に直面する中小企業を支援していこうという枠組みでございます。

新型コロナ対策として、これまで多額の融資を行っておりますが、厳しい状況が長引く中で苦しんでいる事業者もたくさんあると考えております。こうした支援機関で連携して支援を行っ

ていく。この融資制度では、そうした方々についても、定期的にモニタリングを行うことで、早めに支援が必要な事業者を把握して、関係機関から働きかけられるところには働きかけていって、プッシュ型の支援を行っていきたいと考えております。

○重松委員 借りたお金をまず返さないといけないんですね。やっぱり自転車操業になりやすくなって、本当に苦しまれる企業の方もいらっしゃると思いますので、早めに経営と金融のアドバイスをしていただきたいなと思えます。よろしく願いいたします。

○二見委員 今の話に関連して伺いたいのは、今回のこういう事業を計画するに当たって、現状の課題、現状把握が必要なんだと思うんですよ。これまで約2年半、3年ぐらいの間に、このコロナ禍における影響というのをずっと追ってこられてはいると思えますけれども、それに加えて今回の為替変動、燃料価格などの高騰による物価上昇という新たな影響が出てきたところに対する今回の追加支援だと思うんです。

そこはこの事業の目的・背景に書かれているとおりに思うんですけれども、その影響がどの分野に出ているのかとかを、金融機関とちゃんと連携を密にしながら、情報を共有しながらやっていくということだとは思いますが、県内の中小企業の現状を、県はどういうふうに認識しているのか、そこを御説明いただきたいなと思うんです。企業の経営状況、業者とか業種とか、そこ辺の話ですね。

というのも、今度は、要するに金融支援だけでなく、その事業を支えていくための次のステップというか、新たな角度からの支援も考えないといけない場合が出てくると思うので、そのためにも参考に教えていただきたいと思えます。

○島田経営金融支援室長 現状についての認識でございます。

なかなか難しい部分がございますが、新型コロナウイルスで多額の融資を行った結果、債務負担は、一般的に増えている状況でございます。

中小企業家同友会が、今年の県内の景況調査を行っておりますが、前期、令和4年4月から6月期に比べて、資金繰りが厳しくなったという回答が増加してきております。

それから、県の制度融資も今、長引くコロナ禍でありますとか、原油・原材料の物価高騰でありますとか、そうしたところで経営状況が厳しいところにつきましては——コロナ融資については7割ほどが既に元金の返済開始期日を迎えているところなんです——その期間を延長する等の御相談があったり、それを条件変更として金融機関で柔軟に対応していただいているという状況でございます。こちら昨年と比べてやはり増加してきている状況で、全体的に厳しい状況はあるかと考えております。

業種ごとというお話がございましたけれども、コロナ融資が終わって以降、ある程度融資の貸し出し実績というのは、落ち着いていたんですけども、やはり物価高騰等で厳しいという状況があって、7月から始めた原油高対策の特別貸付で相当額の融資を既に実行しております。

こちらのほうで業種別に言いますと、建設業が一番多くて3割ほど、次いで製造業15%ほど、それから、小売業14%ほど、卸売業13%ほど、次いでサービス業、飲食業といった具合になっております。やはり広範囲に影響が出ている状況なのかなと捉えているところです。

○二見委員 分かりました。

○山内副委員長 この対策費が、今のタイミングで計上されているということを改めて御説明

いただいてよろしいでしょうか。

○島田経営金融支援室長 タイミングでございますけれども、先頃、国から地方創生臨時交付金の追加交付が行われることになっております。

通常ですと、検討して次の議会にという流れになるかと思うんですが、やはりこういった厳しい状況の中、早く事業者に支援をお届けしたいということで、9月の追加議案として上程させていただいているという状況でございます。

○山内副委員長 そういう国からのお金と、先ほど課長から御説明があったような、コロナ融資とか、物価高騰の融資とか、それでもなお苦しい方々への支援策という意味合いもあるのかなと受け止めていますが、今回の168億円という額の根拠も伺わせてください。

○島田経営金融支援室長 先ほど申し上げました中小企業家同友会のアンケート調査で、資金繰りが窮屈だとお答えになっているところが、県内で8.6%となっております。

平成28年の中小企業庁が調べた数字でございますけれども、県内の中小企業者数が約3万4,800でございます。その3万4,800の8.6%、約3,000企業を対象者の数として捉えています。

3,000社に対して原油・原材料高の貸出額の平均が1,400万円でございますので、3,000社掛ける1,400円で420億円と試算したところでございます。

○山内副委員長 そのアンケート調査の受けとめ方も確認させていただきたいんですけども、8.6%という数字が今ぱっと聞いた感じでは、そんなに多いのかなと感じてしまったんですけども、その8.6%というのが、どれだけ大きな数字なのかという御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○島田経営金融支援室長 8.6%の数字なんです

けれども、この調査が四半期ごとに行っておりまして、1月から3月期では「窮屈」という回答が6.7%ほどでございまして、これから1.9ポイント増加している状況でございます。

この「窮屈」以外にも「やや窮屈である」と答えた方が30%ほどございまして、やはり全体としては資金繰りが厳しいとお考えになっている事業者が多いと捉えているところです。

○山内副委員長 例えば、今用意した420億円の融資枠では足りなくなったときに、県として増額することもあり得るのでしょうか。

○島田経営金融支援室長 現在のところ、全ての方が融資を実際に受けられるかは、ちょっと分からないところがございますが、過去の実績等と照らしまして、おおむねこれぐらいのところが必要額が賄えるのではないかと考えているところがございます。また、状況を見ながら検討していくことも出てくるかと考えております。

○山内副委員長 先ほど、年度末に、県に168億円が返ってくるという考え方だと御説明いただきました。例えば、借り主の方が金融機関に返済できなかつた場合でも、県にはきちんと満額の168億円が年度末には戻ってくるということで間違いなかつたのでしょうか。

○島田経営金融支援室長 この貸付金につきましては、県から金融機関に貸し付けているものがございますので、おっしゃられるとおり、金融機関から県への返済は必ず行われるものと考えております。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後2時27分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時29分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

議案第29号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって委員会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢